

鍼灸マッサージ治療を健康保険で受診できるよう

# 医療を考える会

住所:渋谷区代々木 2-39-7メゾン代々木201

TEL:03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メールアドレス :iryō-kangaeru@waltz.ocn.ne.jp

発行元 : NPO 法人 医療を考える会

## 第 8 回「NPO 医療を考える会」定期総会の報告

晴天に恵まれた 11 月 18 日(日) PM1 時半～2 時 40 分、渋谷区 上原社会教育館で定期総会が開催されました。

山口理事の司会で始まり、開会挨拶では相葉理事長から「伝統医療を減ぼしてはいけない。難病患者を助けなきゃいけない。」と力強い言葉が発せられました。次の来賓挨拶に立った一般社団法人鍼灸マッサージ師会代表理事・高橋養藏氏が「社団と NPO 法人が協力してパンフレットを作った。百万署名がスタートできる段階まで来た。」と 1 年がかりで完成したパンフレットの今後の運動に活用できる意義を強調されました。同じく来賓の神奈川県鍼灸マッサージ協同組合・山口富靖氏は「先日東京保険医協会を訪問した。医師を始め広範囲に話しかけたらよい。」と挨拶されました。来賓の宮原哲朗顧問弁護士からは「リーフレット、小冊子を活用するとよい。社会保険審議会はいろいろ問題があるので興味がある。」との挨拶を頂きました。

次に議長選出に進み、瀬川信幸理事と品川道子さんが選出されました。司会の山口理事より、出席者は 24 名、委任状 87 名 計

111 名、会員数 210 名の過半数に達し総会は成立したとの報告がありました。



第 1 号議案 平成 23 年度活動報告が山西理事より下記の通りありました。

理事会 7 回、学習会 (6 月/パンフレット東洋医療 1 問 1 答学習会 宮原顧問弁護士) と講演会 (7 月/TPP で医療保険制度が壊される 寺尾正之保険医団体連合会事務局次長) を各 1 回、会報発行 4 回、他団体との交流では 1 月(社)鍼灸マッサージ師会新年会に参加、2 月千駄ヶ谷社教館まつりへ参加、10 月東京保険医協会との懇談会開催、各界への要請行動は 4 月新党きずな渡辺浩一郎、小林正枝(厚生労働委員)衆議院

議員へ健康保険の東洋医療への適用請願活動、パンフレット編集委員会 11月～10月8回開催。

第2号議案 平成23年度会計報告が事務担当の齋藤ゆき子さんよりあり、NPOの自立は財政的に厳しく(社)鍼灸マッサージ師会に依存している状態が報告されました。

会計監査報告が松原監事よりあり、続いて1号、2号議案は承認されました。

第3号議案 平成24年度活動方針説明が山西理事よりあり、各理事が多忙で高齢化が進んでいるが、パンフレット、小冊子の活用方法を討議しながら他団体との交流、連携しながら継続的に活動を進めていくと報告され、質疑なく承認されました。

第3号議案 平成24年度予算方針説明が齋藤さんからあり、ポイントとして患者の会員数の増加を計る、目標として正会員52名を100名、賛助会員116名を150名として予算を組んだこと、懇親会への補助をアップする、理事会日当、事務作業担当者日当を1回2000円以上にしたい旨の提案が為された。

質疑で松原理事から患者正会員52名はさびしいのもっと頑張ってもらいたい、この業界は厳しいので、1000万人署名ぐらいの意気込みでやってほしいとの意見が出された。山西理事より、(社)鍼灸マッサージ師会におんぶにだっこの状態から早く独立する為にも患者会員を増やす努力が必要であり、患者への呼びかけで施術師の先生方の協力をお願いしたい、チラシと1問1答小冊子を活用して会の運動を広げていきたい旨の回答があり議案は承認されました。

第5号議案 平成24、25年度理事選出ではまず鳥海健二選挙管理人を選出しました。

会場での立候補者はなく、予定されていた理事候補13名が選出承認されました。議決事案は全て承認され終了、議長は解任となりました。

14:30から10分間の休憩に入り、新理事10名による協議がありました。

再開後、新理事による協議結果が山西新理事より発表されました。

理事長 相葉計佳

患者代表・理事長補佐 山西俊夫

12/17(月) AM10:00

第1回理事会開催予定

以上で総会議事は終了しました。



14:45から16:10 講演会に移りました。

**「被爆者の運動学から学ぼう」**

宮原哲朗 顧問弁護士

冒頭、久下理事より原爆症認定訴訟の全国弁護士連絡会事務局長を務められた宮原先生の紹介がありました。まず前半30分、2002～2012年にかけて、全国各地で認定訴訟が次々に勝利して多くの方が認定を勝ち取られましたが、その集団訴訟の記録DVDを視聴した後に宮原先生の講演になりました。行政に政策を変えさせるために署名を集めたこと、運動には大義名分が必要であ

ること、患者と施術者が団結して大きな運動に展開していくこと、一遍で物事が変わることはない、一つ一つ地道な運動の積重ねが必要、一步一步ぜひ頑張してほしい、との内容で大いに勇気づけられました。また、宮原先生を始め 300 名の弁護士が手弁当で参加されたとの裏話をお聞きし大変感動しました。

最後に閉会の挨拶が田中理事よりあり総会は無事終了しました。

反省会を新宿高島屋 1 3 Fで行い 14 名が参加されました。



□アンケートの件  
会場でアンケートの回収を行いました、6名の会員からご協力を頂きました。  
貴重なご意見がありましたので、12/17の第一回理事会で内容について NPO 活動に反映すべく討議させていただきます。

(山西 俊夫)

**寄稿** 世の中は道理の合わぬことが多すぎます。

最近、国立天文台発表「太陽の4重極構造化」のニュース。

これから始まる「小氷河期」は温故知新で。

会員 綴 康雄

去る 11 月 18 日に NPO 法人「医療を考える会」の総会と宮原弁護士の「被爆者の運動から学ぼう」と題しての講演を拝聴しました。

私は広島県出身で親戚に原爆症の方がいましたので、とても関心がありました。(私は広島市とは距離があり被災はしていません)原爆投下当時も瀬戸内海の魚は食べていました。当時は放射能についてよくわからないので、疑問に思わないで食べていました。原爆の数週間後には、バラック小屋が立ち、最低限の生活が始まっていました。当時、10年は草木も生えないし、人も住めないということを聞いていましたが、2年後には、広島市内(広島駅や限定地でしょうが)や宮島への就学旅行が再開されていました。昭和26年(1951)には国体が開催されました原爆後の復興は着々と進みました。しかし、原爆による被災者の救済は思うようにされずにいました。原爆症の救済問題は長

い裁判が続き、国も援護の手を差し伸べることを容易にしなくてむなしい年月を過ごすことになりました。

昨今の福島第2原発事故の救済や補償は、今後どのような手順で解決していくのでしょうか。被災者の救済はスムーズに進行するのでしょうか。国は原発政策を国策として振興したのですから、道理にあう責任を果たしてもらいたいです。政府・官庁に係わることの裁判は道理に合わない言い逃れをして、けっして責任を認めようともしません。身勝手な解釈で意図的に解決を先のばししてきます。憲法第9条の「戦力」の解釈も実に巧妙です。終戦、間もないころの天下の総理大臣、バカヤロー解散で有名な「吉田茂氏」は誰が見ても戦車を「あれは戦車ではなく特車だ」と言いましたし、自衛隊であってもあくまでも軍隊ではなく自衛隊なんです。国会議員定数の矛盾は違憲と判断されても、選挙は有効とされています。政治家の収賄事件も真実は本人しかわかりませんが、裁判では検察庁の強引な誘導尋問があったとか、確証がないからということで無罪になるなどで、道理にあわないことが多過ぎます。

鍼灸関係の裁判も長い年月を費やしたのに、国側の道理に合わない解釈と言い逃れで、曇りの判断で終わりました。裁判官、健保関係者、被告・原告側の弁護士の諸氏も鍼灸の効果や効能については知らない、関心がないのではなく、認めるところは十分あっても、認めるわけにはいかないという精神が根底にあるから、苦渋の判決をしたのだと思います。最高裁に判決をゆだねたとして、鍼灸業界の願いの反対の判決ができれば、歴史的に明るい展望は永久になかったでしょう。日本の世論と国際的な応援を期待したいものです。

身近な話から一挙に遠くの宇宙・太陽の異変の話に関心を持ちましょう。

4月に国立天文台・理化学研究所の科学者らは、太陽観測衛星「ひので」（世界最高レベル）のデータを分析して磁場が反転したことを確認したと重要なニュースを発表しました。昨年（2011）から太陽磁場に変化がはじめて、今年（2012）5月ごろには磁場反転で4極化（4重極構造化）になったので今後の観測経過を注視すると報道しました。本来は北がS極（マイナス磁場）、南がN極（プラス磁場）なのが、北がS極→N極になったから、南北がN・Nになり、東西の磁場がS・S極になったのです。太陽に歴史的変異現象が現れたという大変なニュースです。即、地球が寒冷期に入るのではないが、注視しているとのこと。なんでも前段階、予兆現象がでてくるはず。

昨今の台風の迷走や台風でもないのに台風以上の突風、アメリカ並みの大竜巻の発生、落雷多発、想定外の降雨、想定外の干ばつ、秋がなくて急激に冷え込む昨今の陽気、季節のずれ込みなどは寒冷化への助走・序曲のように思えます。



どこかの国で領有権の争い、あちこちでの政権交代は単なるめぐり合わせとは思えない感じです。宇宙から見れば日本の政治がどうの、不景気がどうの、学校法人の認可がどうのっていう規模よりも、太陽系全部が狂いはじめてるくらいの規模です。1645～1715年頃（元禄時代の頃）太陽活動が極端に低下し、世界各地で異常気象で寒冷となったようです。太陽活動がその時代に酷似しているのも、科学者は危惧しているのです。テムズ川の氷結だとか異常降雪、干ばつ、大雨、農産物の大凶作、飢餓死、疫病の蔓延などが相次いだようです。

また、当時の電気・通信事情は全く現代社会機構と異なりますので、なにがどうなるのかも未知数でしょう。全世界が持つ科学・全知識を共有しあい小氷河期（ミニ・氷河期）に備えるくらいの気構えが欲しいです。

今は地球温暖化の対策をビジネスで利用していますが、10年後には寒冷化と戦わなくてはならないと科学者は指摘しています。

平安時代（806～1190）には平年より3℃高い温暖気候であった（樹木の年輪から計算で）と推測されています。そのころは排気ガス、温室効果ガスの排出、産業・工業群があったのでしょうか。現在の地球温暖化は、確かに、近代の工業の隆盛の副産物かも知れませんが、宇宙現象・太陽活動と気象・気候や地殻変動、健康は密接な関係があり過ぎるほどあり、太陽のパワーは地球規模のパワーでは届かないほどの規模であると心得ておきたいものです。

先日、11月26日に閉幕した国連機構変動枠組み条約第18回締約国会議（COP18）はこのままだと世界気温は4℃も上がると警告していますが、太陽4重極構造化による小氷河期に向かうという予測のどちらを選びますか。4月ごろの新聞紙上でも温暖化はひとまず終息していく可能性があると書かれていますが、インターネットで「太陽4極化」「太陽4重極化」のキーワードで検索して調べてくださいますように。その記事を読まれたら、きっと世界観、未来観が変わってきます。歴史は繰り返すといいますが、物事は「大昔」「昔」「過去」「現代」「今」「先々」「将来」「未来」。それと、「身近なもの」「今、手に持っているもの」「これから得るもの」などを静かに見つめて、忍び寄る不安を温故知新で対応したいものです。



温故知新といえば鍼灸の歴史にも当てはまります。

新石器時代（約1万年前ごろ）にさかのぼりますが、石や動物の骨の先端を鋭利に尖らせた石片（骨片）を患部に当てたり、浅くさしたりして痛みを癒したり、皮膚を切開したりするのに使われたようです。石を温めたり、冷やして

使うこともあったのでしょう。現在も石は温石療法として使われています。金属ではなく石片の「てい鍼」として利用したり、小児鍼として使ってみたいです。癒しの波動を感じる治療としていいかも知れません。

もっともっと、鍼灸をはじめとする東洋医学が西洋医学には出来ない医療として政治的にも、行政的にも認められる日を待望します。今以上に災害、病魔などで苦しめられない平穏な世の中になりますように、危惧されるような世界が訪れませんかように祈念しています。



## 平成 24・25 年度 理事役割分担

代表理事	相葉 計佳	
副代表理事	山西 俊夫	(広報)
副代表理事	田中 榮子	(組織)
	岩下 幸卯	(レクリエーション)
	平田 啓	(広報)
	高橋 養藏	(組織・企画)
	瀬川 信幸	(企画)
	武井 百代	(企画)
	山口 充子	(事務担当)
	木幡 久美子	(レクリエーション)
	久下 勝通	
	松田 陽一	
監事	松原 幸靖	(組織・監査)

\*事務および会計については会員ボランティアによる補佐をいただいています。

## 新理事挨拶

松田 陽一

私は4年ぐらい前の健康診断で大腸癌の陽性反応で再検査が必要とされ、血便が出ているので癌の可能性があり、場合によっては手術した方が良いとの診断でした。母親は52才、友人も56才で亡くなっているのに、薬と手術はしたくありません。知人に相談したところ、東洋医学の鍼灸・光線治療があると勧められ、週2回位の治療で血便も止まり体調も良くなりました。その後の検査では陰性になり信じられませんでした。このように良い治療に出会えて感謝の気持ちでいっぱいです。

しかし、鍼灸・光線治療は健康保険適用外です。一回での治療費5000円はとても負担ですので、健康保険適用を希望します。

私は以前知人の紹介で練馬区北町のM接骨院に行き健康保険証を提示し、肩こり腰痛で鍼灸治療をしましたが、全く良くなり逆にならなくなり痛みが出てしまいました。後で友人から聞いた話ではM接骨院は無資格で鍼灸治療をしているとのこと驚きました。治療内容も含まれていたのに、これは不正請求だと思いました。やってもいない治療費を健康保険に請求することは立派な犯罪です。自動二輪車の免許で普通乗用車を運転するようなものではないでしょうか。全国に多数の接骨院がありますが、同じようなことで年間5000億という金額が不正に請求されていると聞き黙ってはいられなくなりました。

鍼灸については無免許なのに接骨院は健康保険適用で、免許を持っている鍼灸院が健康保険適用外なのは何故でしょうか。このようなことは現在も増えているようです。不正に請求し、得た金額を国庫に返金すべきだと思います。このままでは日本がだめになります。日本国民として、このようなことについての調査を希望いたします。

平成24年12月1日  
昭和30年1月1日生まれ



## 「やっぱり話し合いは大事です」

理事 田中榮子

10月23日、鍼灸マッサージ等、東洋医療の制度改善を願って「東京保険医協会」との懇談が行われました。「東京保険医協会」は、医師会員5000人あまりおられ、西洋医療では患者の立場に立った数々の実践をされてきています。はじめに、自己紹介を簡単にしました。当方参加者9人、理事の山西俊夫、山口充子、会員の清水一雄、一般社団法人鍼灸マッサージ師会代表理事・高橋養藏、神奈川NPO医療保険を考える会・山口富

靖、事業者の「東京在宅サービス」より3名と田中榮子。

「保険医協会」は、事務局次長、栗林令子氏が対応して下さいました。司会は、当会の副代表山西氏です。

山西氏

本日の主旨について説明。20年来の患者としての経験について、海外で仕事をしていた折C型肝炎発症、東洋医療にかかり症状は改善、67歳の現在も現役で仕事に従事している。健康保険を利用する場合、同意書があると知って、保険医との付き合いもなくハタと困ったこと。日本には世界にかんたる皆保険制度があるのに、実際には不備で役立っていない点が多々ある。

山口充子氏

一般社団の会で事務所勤務をしている。今の保険問題いろいろある。同意書発行のこと、医師に書いてもらうよう徹底してもらわないと困る。今日は資料を先生方に見ていただきたいとお持ちしました。(患者の声、一問一答など)少しでもよくなるよう、NPO、患者、業者、医師等力を合わせやっていきたい。

田中

40年前、看護師の時、病気になり東洋医療にかかり始めた。国民は鍼灸等を受けたい人が多いのに、実際には6~7%の人しかかかっていない。

T.S氏

患者さんを訪問でやっている。同意書を書いてもらわないとはじまらない。保険者より「この同意内容では駄目ですよ」と、3か月位たってから知らせてくることあり。「保険ききませんよ」と。これで

は仕事が成り立たない。又、適応厳しくなっている。

T.K氏

年間、訪問150~160件やっている。現場へ行って、末期癌のターミナル等、同意得られるかなと気になる。患者からは、権利の不平等だ。傍観しているだけではいけない。その患者の計画書を出して、理解していただけるよう努めている。

I.T氏

患者さん目線を考えていきたい。

山口富靖氏

同意書一つとっても、目的は同じなのに、違うところは、療養の給付と療養費の支給の違い。どちらにかかるかという医師のほうが先になる。併給禁止をなくせばよいのに。

清水氏

脳腫瘍の人が、マッサージを希望してきた。医師は患者の希望だからと同意書を書いてくれたが、今の療養費払いのわかりにくさは大変だ。同意書を書いてもらいたい、医師のところへ3~4件行っても駄目。日本国憲法がある。日本人が幸せになるシステムにしないとならない。高橋氏

基本的に厚労省の通達で、がんじがらめになっている。先日TPP問題、寺尾氏より学習したが、国の方向として国民負担減らしていけるよう、医師はじめ、広く協力して進めていきたい。

山西氏

体験上、西洋医療と東洋医療の併用を望んでいる。海外の多くは、両方取り入れているようだ。

栗林氏

同意書について、理解のない医師が多い



というが、整形外科の中には、よくわかっている人もいるが、反対の人もいる。医師の多くは、療養費支給基準に従ってやっている。診療を受け、「西洋医療では、効果があがらない人に出して下さい」ということ。医師はこの基準内だと頭の中にあり。ある医師は、在宅往診したら、同意書を書いてほしいと言われたが、その患者は痛みなどないし、やる必要ないと書かなかった由。

ある内科の医師の話。ある患者に同意書を出してと言われ、書いたら次々と他の患者も頼みに来て、何人も書いた。そうしたらT区からごっそり戻されてきた。これからの話、患者が、一定期間医師にかかってから、同意書をもらうようにした方が医師にわかってもらえるのではないか。

柔道整復師と区別がつかない医師が多い。柔整師は親切にやってくれるが、骨折の患者間違っついていたり、保険給付と変わりなくやっている。

東洋医療はエビデンスがないという医師が多い。鍼灸は昔からあるし、広めていくには、エビデンスを集めて伝えていくことが必要。また、患者さんの訴えをつみ重ねていくことも必要。

そして、話を聞いてくれ、理解ある議員さんをつかまえて厚労省へ橋渡しをしてもらうような方法もある。

医師は東洋医療の理解不足もあり、寝たきり患者、このように減らしたとか、皆さん方の立場から、鍼灸マッサージについて位置づけをわかりやすく伝えていくとよい。

山口氏他

当方は、患者の実態を調べたり、患者の

声や、理解を得られるよう「一問一答」もつくり、今日もお渡ししている。施術師も、どんな治療をして、どんな効果があったか正しく伝えるようつとめなくては等話す。

栗林氏は、今日の話、患者さんがどういうことで困っているか、役員の医師に聞いておいてほしいと言われていまして、よくお伝えします。と話されました。

司会

今日は貴重な機会を本当にありがとうございました。今日のお話を、これからの行動に役立てていきたいと思えます。これからもよろしくお願ひします。(参加者も感謝の意を表しました。)

※後記

栗林氏は、終始、私たちの話を穏やかに聞いて下さいました。東洋医療についての長い間の偏見はすぐには取れることはありませんが、私たちの願ひを実現へもっていくには、相手との話し合いは大切だなどつくづく感じました。そして、私たちも正しく理解してもらえるよう工夫をかさね、信頼関係を深めていかれるように進みたいと思ひます。



## 併用不支給に対する再審査請求

### の審理傍聴記録

山西 俊夫

開催日時：2012年11月22日

PM4時~5時15分

開催場所：厚生労働省 社会保険審査会

審理室 18F

出席者：社会保険審査会委員 3名、同参与  
7名、全国健康保険協会東京支部  
3名、同側医師 1名、審査請求代  
理人 1名、傍聴人 9名、総務担当  
職員 2名

本再審査請求の経緯は、岩下先生の患者さんのAさんが、交通事故で頸椎捻挫後遺症（むちうち）を発症され、湿布療養とはり・灸の併用について保険支給を拒否された件で、岩下先生が再審査請求代理人として尽力され実現したものです。

当初傍聴人 10名以内との話で準備していたが、直前になって総務担当者より2名に変更してほしいとの通知があった為、高橋(社)鍼灸マッサージ師会代表理事、山西NPO医療を考える会副代表理事が、審査請求代理人岩下先生と共に3人で出席した。患者代表として出席した私にとっては初めての体験であったので、審理の状況を極力客観的に伝えるように努めたい。

審理室に入室する前に、岩下先生が配布する資料の部数の関係から、今日の出席者数を職員に聞いた処、20名との返事があり、その多さに虚を突かれたが、入室するなり厳かな雰囲気ですでに着席しているすし詰

めの出席者を見廻してその多さに驚いた。

審査長からうながされて、まず、保険協会の女性から、審査請求を棄却した決定書の内容について読み上げがあった。請求人に対し、はり・灸の施術の治療が、医師の治療と併用しているためとして、当該請求期間にあっては療養費を支給しない旨の処分をしたとの淡々とした説明だった。

以下は審査員の一人から保険協会に対してなされた質問と、保険協会とお抱え医師の回答のやりとりである。

---

**審査員 A**「はり・灸と療養の併用給付を認めないのはどのような理由からですか？」

**保険協会**「はり・灸は医師の治療手段がない場合に限られています。」

**審査員 A**「私が聞いているのは、はり・灸プラス医師の治療でさらに改善する見解、単体より併用したらよくなる見解を取っていないのはなぜかとお聞きしている。私もはり・灸をやっているが効きますよ。保険者は改善が認められる場合はどう考えますか？」

**協会側医師**「湿布とはり・灸を両方やることはない。湿布を出すべきではない。」

**審査員 A**「なぜ併用はだめなのか。私は財源の問題があるのかと思っていた。無制限に認めてしまうと際限がなくなるということですか？」

**保険協会**「そういうことではない。」

**審査員 A**「併用をシャットアウトする理由がよく分からない。プラスアルファで治療をした方が治療の効果はありうると考える。区別するのがよく分からない。初めからはり・灸は別物だと決めつけてしまって

いる。これ以上続けても保険者からいい答えが出ない（失笑）。」

**保険協会**「湿布薬として療養の給付をしている。」

**審査員 A**「プラスアルファをなぜ認めないのか。効果があると認めるからはり・灸を受けている。根本的な所が釈然としない。」

**審査長**「参与の方の意見をどうぞ。」

**参与 A**「私も医者をしてしたが、交通事故の場合湿布だけでは効果が出ない。原因が分からないものについては併用を認めるべきと考えます。」

**参与 B**「併用をやって然るべきと考えます。マッサージをぜひ認める仕組みにしてみたい。」

**参与 C**「現在の法規の下では保険者の判定は正しい。現在の通達では止むを得ない。しかし労災保険では併給が認められているので、通達を今後変えるべきと考えます。」

**審査長**「代理人の意見をどうぞ。」

**岩下代理人**「療養の給付との併給を認めてほしいということに尽きます。はり・灸治療の療養費の支給を労災保険では認めているが、健康保険では認めないというのは患者の権利を無視するものじゃないでしょうか。労災法と健康保険法とはどう違うのでしょうか。それと、今回の審査会は傍聴者 10 名だったのが、突然 2 名に変更されたのは大変遺憾です。」

**審査長**「傍聴人が 10 名から 2 名に直前で変更したのは申し訳ないが、参与の方も多く出席するので今後検討させていただきます。今日の審理の結論が出たら連絡いたします。」次の審理が控えている模様であわただしく閉会された。

## ■感想

①事前に予想していたのと全く異なる、東洋医療の再審査請求に対する審理の展開となったのは、私にとって意外であり驚きだった。

②保険協会から出席した女性 1 名、男性 2 名はいずれも若く、明らかに経験、熱意、準備が不足していたように見えた。

③協会側医師のお粗末さが輪をかけ、審査員の失笑を買うありさまだった。

④審査員は厚労省の年長の役人、参与は学識者、医師とのことだったが、東洋医療に対する理解が進んでいる印象を受け心強かった。特に審査員がはり・灸の治療を体験して理解していたのが幸いしたと思われた。

⑤岩下先生と患者さんの熱意と努力で再審査請求が実現した。東洋医療を社会に認知させる上で審査請求はどんどん行って闘うべきと感じた。

⑥厚労省通達を変えさせるのは生半可には行かないので手綱を締めていこうと出席した 3 人で締めくくった。

以上



## 今後の予定

**2月17日(日)** 10:00~16:00 千駄ヶ谷社教館まつり  
(健康相談、マッサージ体験など)

**4月** レクリエーション予定

**7月** 講演会予定

**11月** 定期総会



## 編集後記

今夏の猛暑の置き土産でしょうか、今年の秋の紅葉は例年になく見事だった様子です。残念ながら今年は紅葉見物をゆっくり楽しむゆとりがありませんでしたが、その代わり、みなさまのご協力で見事なパンフレットが完成しました。今後の私たちの運動に大きく役立つしづくになると確信しています。新年度は、患者さんの声が大きく国を動かす初めの一歩となるように、みなさん、年末年始に充分英気を養っておいてくださいね。(山西 俊夫)

山西理事のご子息の力さんが今回からお手伝い下さり、感謝しています。

NPOの事務を充実させてゆくために、少しでもかまいませんので手伝っていただける方の参加をお待ちしております。

又、東洋医療の普及と保険適用を広めるための運動に、会員を増やすための活動に、どうぞみな様のお力をかけて下さい。多くの方のアイデアで、楽しく学びながらNPOを大きくしたいものです。2013年が飛躍の年になるよう願ってやみません。よいお年を！  
(山口充子)

今回初めてお手伝いさせていただくことになりました。至らぬ事だらけですが、これからよろしくおねがいします。(山西 力)